アイペックノホン-法令集- (黄本) の正誤表

頁	条令、告示番号	誤	正
P148	告示第 1399 号 第 2 二 ハ	ハ 鉄骨(断面積(mirで表し	ハ 鉄骨(断面積(minで表し
		た面積とする。次号二並びに	た面積とする。次号二並びに
		第四第二号二及び第三号二	第 <u>4</u> 第二号ニ及び第三号ニ
		において同じ。) を加熱周長	において同じ。)を加熱周長
		(㎜で表した長さとする。次	(mmで表した長さとする。次
		号二並びに第4第二号二及び	号二並びに第4第二号二及び
		第三号ニにおいて同じ。) で	第三号ニにおいて同じ。) で
		(以下略)	(以下略)